

広島県水道広域連合企業団管理規程第22号

広島県水道広域連合企業団水道事業等評価委員会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業等評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）別表に規定する広島県水道広域連合企業団水道事業等評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 企業長の諮問に応じ、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の経営する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）の評価について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、水道事業等の評価に関し識見を有する者から、企業長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。